運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（共同生活援助（介護サービス包括型））**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営指導年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所指定番号 |  |
| 事業所の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 定員 | 　　　　　　　　人 | うちサテライト型定員　　　　　　　　　人 |
| 管理者 |  |
| サービス管理責任者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」をいう。

３．「基準条例」とは、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）」をいう。

４．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

５．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第５３９号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

６．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日付け障発１２０６００１号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：基準省令第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

　　　　基準条例第5条第1項第1号(ｱ)　→　条§5①⑴(ｱ)

　　　　　　　法第5条第1項第1号(ｱ)　→　法§5①⑴(ｱ)

| **運営指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §3①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。 | □適□否 | §3②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §3③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。 | □適□否 | §207□A　□B |
| **第２　人員に関する基準****◆従業者の員数** |  |  |
| ⑴　世話人指定障害福祉サービス事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | □適□否 | §208①⑴□A　□B |
| ⑵　生活支援員指定障害福祉サービス事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2．5で除した数 | □適□否 | §208①⑵□A　□B |
| ⑶　サービス管理責任者 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が30以下　　１以上②　利用者の数が31以上　　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適□否 | §208①⑶□A　□B |
| ⑷　利用者数の算定 |  |  |
| 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | □適□否 | §208②□A　□B |
| ⑸　職務の専従 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所の従業者は､専ら当該指定障害福祉サービス事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | □適□否 | §208③□A　□B |
| ⑹　管理者 |  |  |
| ①　指定障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | □適□否 | §209① |
| ②　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、適切な指定障害福祉サービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | □適□否 | §209② |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備** |  |  |
| ①　指定障害福祉サービスに係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に　あり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）、通所により主として日中においてサービスを提供する施設（通所事業所）又は病院の敷地外にあるようになっているか。 | □適□否 | 条§8①§210①□A　□B |
| ②　指定障害福祉サービス事業所は１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。 | □適□否 | §210②□A　□B |
| ③　サテライト型住居を設置している場合は、本体住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上となっているか。 | □適□否□非該当 | §210②□A　□B |
| ④　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。 | □適□否 | §210③□A　□B |
| ⑤ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。　　　また、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあっても、その入居定員の総数は、2人以上10人（市長が必要があると認める場合にあっては、20人）以下となっているか。 | □適□否 | 条§8②§210④□A　□B |
| ⑥ 既存の建物を共同生活住居としている場合は、入居定員が2人以上20人以下となっているか。 | □適□否□非該当 | 条§8②§210④□A　□B |
| ⑦ 共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 | □適□否 | §210⑥□A　□B |
| ⑧ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 | □適□否 | §210⑦□A　□B |
| ⑨ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。ア　１の居室の定員は、１人とすること。（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。）　　　　イ　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。 | □適□否 | §210⑧□A　□B |
| ⑩ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。　　ア 入居定員を１人とすること。 　イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ　居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。 | □適□否□非該当 | §210⑨□A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適□否 | §213(§9①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §213 (§9②)□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、正当な理由がなく指定障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §213 (§11)□A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適□否 | §213 (§12)□A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適□否 | §213 (§14)□A　□B |
| **◆介護給付費等の支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §213 (§15①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費等の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §213 (§15②)□A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適□否 | §213 (§16)□A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §213 (§17①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §213 (§17②)□A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他の必要な事項を記録しているか。 | □適□否 | §213 (§53-2①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | □適□否 | §213 (§53-2②)□A　□B |
| **◆入退居** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。 | □適□否 | §210-2① □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | □適□否 | §210-2②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §210-2③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §210-2④□A　□B |
| **◆入退居の記録の記載等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定障害福祉サービス事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。 | □適□否 | §210-3①□A　□B |
| ⑵　障害福祉サービス事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | □適□否 | §210-3②□A　□B |
| **◆利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  | □適□否 | §213 (§20①)□A　□B |
| ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、次項目の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。） | □適□否 | §213(§20②)□A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | □適□否 | §210-4①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適□否 | §210-4②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。①　食材料費②　家賃③　光熱水費④　日用品費⑤　①から④のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | □適□否 | §210-4③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、⑴から⑶までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | □適□否 | §210-4④□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、⑶の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | □適□否 | §210-4⑤□A　□B |
| **◆利用者負担額に係る管理** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定障害福祉サービスを受けている者を除く。）が同一の月に当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否□非該当 | §213(§170-2①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定障害福祉サービスを受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否□非該当 | §213(§170-2②)□A　□B |
| **◆介護給付費等の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知しているか。 | □適□否 | §213(§23①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | □適□否 | §213(§23②)□A　□B |
| **◆取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | □適□否 | §210-5①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | □適□否 | §210-5②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定障害福祉サービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、当該利用者が、継続した指定障害福祉サービスの利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | □適□否 | §210-5③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □適□否 | §210-5④□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §210-5⑤□A　□B |
| **◆個別支援計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □適□否 | §213(§58①)□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | □適□否 | §213(§58②)□A　□B |
| ⑶　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | □適□否 | §213(§58③)□A　□B |
| ⑷　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適□否 | §213(§58④)□A　□B |
| ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | □適□否 | §213(§58⑤)□A　□B |
| ⑹　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 | □適□否 | §213(§58⑥)□A　□B |
| ⑺　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | □適□否 | §213(§58⑦)□A　□B |
| ⑻　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。 | □適□否 | §213(§58⑧)□A　□B |
| ⑼　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §213(§58⑨)□A　□B |
| ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | □適□否 | §213(§58⑩)□A　□B |
| ⑾　個別支援計画に変更のあった場合、⑵から⑻に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §213(§58⑪)□A　□B |
| **◆サービス管理責任者の責務** |  |  |
| ⑴　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。④　他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | □適□否 | §210-6①□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | □適□否 | §210-6②□A　□B |
| **◆地域との連携等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | □適□否 | §210-7①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか（令和７年３月３１日までは設けるよう努めているか）。（指定障害福祉サービス事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。） | □適□否□非該当 | §210-7②§210-7⑤□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか（令和７年３月３１日までは設けるよう努めているか）。（指定障害福祉サービス事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。） | □適□否□非該当 | §210-7③§210-7⑤□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか（令和７年３月３１日までは公表するよう努めているか）。（指定障害福祉サービス事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。） | □適□否□非該当 | §210-7④§210-7⑤□A　□B |
| **◆相談及び援助** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適□否 | §213(§60)□A　□B |
| **◆介護及び家事等** |  |  |
| ⑴　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | □適□否 | §211①□A　□B |
| ⑵　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 | □適□否 | §211②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。 | □適□否 | §211③□A　□B |
| **◆社会生活上の便宜の供与等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 | □適□否 | §211-2①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | □適□否 | §211-2②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | □適□否 | §211-2③□A　□B |
| **◆緊急時等の対応** |  |  |
| 従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §213(§28)□A　□B |
| **◆支給決定障害者に関する市町村への通知** |  |  |
| 　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | □適□否 | §213(§88)□A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §213(§66①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該障害福祉サービス事業所の従業者に基準省令第16章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §213(§66②)□A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　入居定員④　指定障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　入居に当たっての留意事項⑥　緊急時等における対応方法⑦　非常災害対策⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項⑩　その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §211-3□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | □適□否 | §212①□A　□B |
| ⑵　⑴の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定障害福祉サービスの提供に配慮しているか。 | □適□否 | §212②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によって指定障害福祉サービスを提供しているか。（ただし、当該指定障害福祉サービス事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。） | □適□否 | §212③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、(3)ただし書により指定障害福祉サービスに係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | □適□否 | §212④□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §212⑤□A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §212⑥□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §213(§33の2①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適□否 | §213(§33の2②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §213(§33の2③)□A　□B |
| **◆支援体制の確保** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | □適□否 | §212-2□A　□B |
| **◆定員の遵守** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | □適□否 | §212-3□A　□B |
| **◆非常災害対策** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知しているか。 | □適□否 | 条§5§213(§70①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □適□否 | §213(§70②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □適□否 | §213(§70③)□A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □適□否 | §213(§90①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §213(§90②)□A　□B |
| **◆協力医療機関等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | □適□否 | §212-4①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | □適□否 | §212-4②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（⑷において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。⑷において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。 | □適□否 | §212-4③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | □適□否□非該当 | §212-4④□A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定障害福祉サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §213(§92①②)□A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §213(§36①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §213(§36②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §213(§36③)□A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害福祉サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適□否 | §213(§37①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適□否 | §213(§37②)□A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □適□否 | §213(§38①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適□否 | §213(§38②)□A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事務所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することを行っているか。 | □適□否 | §213(§39①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §213(§39②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §213(§39③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §213(§39④)□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §213(§39⑤)□A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、市町村長から求められた場合、⑶から⑸までに係る改善の内容をそ市町村長に報告しているか。 | □適□否 | §213(§39⑥)□A　□B |
| ⑺　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限りの協力をしているか。 | □適□否 | §213(§39⑦)□A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、船橋市に対して速やかに連絡・報告等しているか。　　なお、指定障害福祉サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。 | □適□否 | §213(§40①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §213(§40②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §213(§40③)□A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③　①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §213(§40の2)□A　□B |
| **◆会計区分** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適□否 | §213(§41)□A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適□否 | §213(§35の2①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適□否 | §213(§35の2②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適□否 | §213(§35の2③)□A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | □適□否 | §213(§75①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。①　個別支援計画 　②　サービスの提供の記録③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜電磁的記録について＞指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §213(§75②)□A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、主務省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否□該当無 | ＊法§46□A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適□否 | ＊法§76-3□A　□B |